破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７４号
長崎県佐世保市木宮町２番32号　ロイヤルプラザ401号
破産者　磯本　　誠
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
群馬県太田市龍舞町5275番地　クインバードⅠ―201号、前住所群馬県太田市東別所町232番地25
破産者　山岸　康治
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０８号
群馬県太田市原宿町3431番地
破産者　加藤　浩市
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５５５号
埼玉県川口市領家３丁目18番５号
破産者　佐伯　明美
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６５号
さいたま市南区文蔵３丁目５番13号　ヴェルドミール南浦和101
破産者　松岡　　修
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８１号
埼玉県幸手市大字下吉羽174番地
破産者　石塚　幸男
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６０号
群馬県高崎市旭町７番地４　ヴェルディーク高崎202号、破産手続申立時の住所埼玉県鴻巣市箕田4182番地５　大野ハイツ　203
破産者　横関　幸司
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
福岡県飯塚市伊川82番地73　県営花瀬団地３棟201
破産者　中嶋めぐみ
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９４号
福岡県飯塚市中350番地９　ボヌールＣ101号室（旧住所　福岡県飯塚市中509番地３　サウス中Ａ号）
破産者　齊藤　健太
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１６１７号
札幌市東区北31条東16丁目５番２号　サニーコーポＣ―203号
破産者　奥　　治彦
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９号
群馬県前橋市三河町２丁目３番５号
破産者　前川　久長
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
群馬県利根郡昭和村大字糸井４番地１
破産者　遠藤　信藏
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
長野県佐久市甲1012番地
破産者　依田　　仁
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第５７号
長野県小諸市加増３丁目６番25号
破産者　小平　康子
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第６１号
東京都練馬区南大泉３丁目20番６―207号
破産者　吉村竜太郎
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第６２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3993番地８
破産者　池田　康良
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７４９号
岐阜県多治見市姫町１丁目１番地103、住民票上の住所名古屋市西区あし原町15番地の１
破産者　森田　　宏
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９９号
名古屋市天白区西入町82番地（エトワール西入　202号）、従前の住所名古屋市緑区文久山710番地（ナチールファースト101号）
破産者　鈴木　大悟（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０９号
愛知県北名古屋市六ツ師町田83番地６
破産者　吉村　清美
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部